別紙

審査対象者等

1　審査対象者

次のいずれかに該当し、かつ、２に掲げる要件のいずれかを満たす者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第７条第２項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

⑴　和歌山県内に住所を有する者

⑵　和歌山県内の営業所に所属している警備員

⑶　和歌山県公安委員会から、検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号）第８条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

2　審査の種別及び級に応じた要件

審査の種別及び級	要件（保有している旧合格証の種別及び級）
空港保安警備業務１級	空港保安警備１級
空港保安警備業務２級	空港保安警備１級又は２級
施設警備業務１級	常駐警備１級
施設警備業務２級	常駐警備１級又は２級
交通誘導警備業務１級	交通誘導警備１級
交通誘導警備業務２級	交通誘導警備１級又は２級
核燃料物質等危険物運搬警備業務１級	核燃料物質等運搬警備１級
核燃料物質等危険物運搬警備業務２級	核燃料物質等運搬警備１級又は２級
貴重品運搬警備業務１級	貴重品運搬警備１級
貴重品運搬警備業務２級	貴重品運搬警備１級又は２級

3　書類の提出先及び提出書類

	対象者	書類の提出先	提出書類
⑴	和歌山県内に住所を有する者	住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）	・　審査申請書　１部 ・　写真（※）　１枚 ・　旧合格証の写し　１部 ・　手数料　4,700円（和歌山県証紙） ・　運転免許証又は住民票等住所地を疎明する書面の写し　１部
⑵	和歌山県内の営業所に所属している警備員	営業所の所在地を管轄する警察署	・　審査申請書　１部 ・　写真（※）　１枚 ・　旧合格証の写し　１部 ・　手数料　4,700円（和歌山県証紙） ・　営業所所属証明書　１部
⑶	和歌山県公安委員会交付の旧合格証を保有する者	和歌山県内の最寄りの警察署	・　審査申請書　１部 ・　写真（※）　１枚 ・　旧合格証の写し　１部 ・　手数料　4,700円（和歌山県証紙）

・上記（３）に該当する者については、（１）の住所地を疎明する書面の写し及び（２）の営業所所属証明書の提出は不要

・（１）及び（２）ともに該当する者については、提出先はいずれでも可

・郵送による申請は不可

※　写真は、申請前６月以内に撮影した

- 無帽
- 正面
- 上三分身
- 無背景
- 縦3.0㎝×横2.4㎝

で裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。